

美の山桜まつり開催

日時 4月18日(土)・19日(日) 午前10時～午後4時
場所 県立美の山公園
内容 特産品の販売、俳句・写真の展示など

共催 皆野町観光協会・皆野町商工会
問合せ 産業観光課商工観光担当
 ☎62-1230 内線143

各種イベントの日程

18日(土)

- ① 琴の演奏 午前10時30分
- ② 大正琴の演奏 午後1時
- ③ 俳句・写真の展示 午前10時～午後4時

19日(日)

- ① 郷土芸能の実演 午前10時・正午
- ② コンサート 午前10時30分・午後1時
- ③ 写真撮影会・指導 午前10時・午後2時
- ④ 野点 午前10時～午後3時
- ⑤ 俳句・写真の展示 午前10時～午後4時
- ⑥ 能面・神楽面の展示 午前10時～午後4時

美の山無料シャトルバス時刻表

行き(美の山公園行)

	皆野駅前	役場前	美の山公園
1	9:00	9:05	9:30
2	10:45	10:50	11:15
3	12:45	12:50	13:15
4	14:45	14:50	15:15

帰り(皆野駅行)

	美の山公園	役場前	皆野駅前
1	9:45	10:10	10:15
2	12:00	12:25	12:30
3	13:30	13:55	14:00
4	15:30	15:55	16:00
5	17:00	17:25	17:30

【承認される】
 10年間まで納付が猶予されま
 す。10年以内であればさかのぼ
 って納付(追納)することができ
 ます。(通常は2年以内)
 また、猶予を受けた期間も障
 害基礎年金や遺族基礎年金の受

【承認期間】
 4月から翌年の3月です。申
 請が遅れた場合でも4月までさ
 かのぼることができます。申請
 は毎年度必要です。

【対象となるかた】
 各種学校で1年以上の課程に
 在籍しているかたです。
 ※前年所得による制限があり
 ます。対象外の学校(海外の大
 学など)があります。

【学生納付特例制度とは】
 20歳以上のかたは必ず加入し
 ていただくのが国民年金ですが、
 「学生なので収入がなく、国民
 年金保険料を払うのが難しい」
 というかたのために、社会に出
 てから後払いできる制度です。

学生のみなさんへ

国民年金 学生納付特例制度

【問合せ】
 秩父社会保険事務所
 ☎27-6561
 町民生活課保険年金担当
 ☎62-1230 内線103

◆ご注意ください
 受給資格期間は受給資格期間
 (最低25年以上)には算入され
 ますが、追納しないと年金受給
 額には反映されません。追納す
 る保険料には、経過した期間に
 応じて加算額が上乘せされます。
 経過期間が長いほど加算額が高
 くなります。

【届出に必要なもの】
 学生証や在学証明書または修
 業年限が1年以上の課程である
 ことを証明するもの(写し可)
 給資格期間に合算されます。届
 け出をせず保険料を未納のまま
 にすると、けがや病気による障
 害や死亡といった不測の事態に
 保証が受けられない場合があります。

平成21年度の保険料金
月額14,660円
 (前年度比250円増)

割引のある前納制度(納付
 書による現金納付、口座振替)
 をぜひご利用ください。

国民健康保険

窓口負担についてお知らせ

70歳～74歳の皆さんの窓口負担は1割に据え置かれます。

医療制度改革により、平成21年4月から窓口負担を2割とすることとされていましたが、平成21年4月
 から平成22年3月までの1年間、1割負担の期間が再延長されます。

ただし、窓口負担3割の高齢受給者証をお持ちのかたは従前と変わりません。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1230 内線103・104